2　令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一・二　［略］

三　前項第五号に掲げる場合　十五万四千五百円

別表　適格認定における学業成績の基準（第二十三条の二、第二十三条の六及び第二十三条の十関係）

区分	学業成績の基準
廃止	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。 一　［略］ 二　修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。以下本表において同じ。）の合計数が標準単位数の六割以下であること。 三　履修科目の授業への出席率が六割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 四　［略］
停止	［略］
警告	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。 一　修得した単位数の合計数が標準単位数の七割以下であること（廃止の項第二号に掲げる基準に該当するものを除く。）。

2　令第八条の二第四項ただし書の文部科学省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一・二　［同上］［号を加える。］

別表　適格認定における学業成績の基準（第二十三条の二、第二十三条の六及び第二十三条の十関係）

区分	学業成績の基準
廃止	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。 一　［同上］ 二　修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。以下本表において同じ。）の合計数が標準単位数の五割以下であること。 三　履修科目の授業への出席率が五割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。 四　［同上］
停止	［同上］
警告	次の各号のいずれかに該当すること（災害、傷病その他のやむを得ない事由によって該当することとなった場合を除く。）。 一　修得した単位数の合計数が標準単位数の六割以下であること（廃止の項第二号に掲げる基準に該当するものを除く。）。

二・三	［略］
備考	一～三　［略］

二・三	［同上］
備考	一～三　［同上］

備考　表中の「［　］」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条　令和七年度における第一条の規定による改正後の大学等における修学の支援に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第十条第三項の規定の適用については、同項中「別表第二」とあるのは、「大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令（令和七年文部科学省令第十号）第一条の規定による改正前の別表第二」とする。

第三条　この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の大学等における修学の支援に関する法律施行規則第十八条第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定により認定の効力が停止された授業料等減免対象者であって、令和七年度に新規則第十八条第二項（第六号に係る部分に限る。）の規定により認定の効力の停止が解除されたものに対する新規則第十四条第一項の規定の適用については、同項中「毎年十月」とあるのは、「大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令（令和七年文部科学省令第十号）の施行の日の属する月又は令和七年十月」とする。

第四条　令和七年度における独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（以下「機構省令」という。）第二十三条の二第三項の規定の適用については、同項中「別表」とあるのは、「大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令（令和七年文部科学省令第十号）第二条の規定による改正前の別表」とする。

第五条　この省令の施行の際現に第二条の規定による改正前の独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第二十三条の十二第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定により認定の効力が停止された給付奨学生であって、令和七年度に同条第二項（第六号に係る部分に限る。）の規定により認定の効力の停止が解除されたものに対する機構省令第二十三条の八第一項の規定の適用については、同項中「毎年十月」とあるのは、「大学等における修学の支援に関する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令（令和七年文部科学省令第十号）の施行の日の属する月又は令和七年十月」とする。